

平成24年7月17日  
第2403号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## ■ 目次 ■

### 規則

- 秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則（33・税務課） ..... 1
- 秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（34・建築住宅課） ..... 1

### 告示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（390・税務課） ..... 1
- 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正（391・市町村課） ..... 2
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（392・福祉政策課） ..... 2
- 生活保護法による介護機関の指定（393・福祉政策課） ..... 3
- 生活保護法による指定介護機関の変更（394・福祉政策課） ..... 3
- 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（395～398・都市計画課） ..... 4
- 建築基準法による道路位置の指定（399・鹿角地域振興局建設部） ..... 6
- 建設業の許可の取消し（400・秋田地域振興局総務企画部） ..... 6

### 公告

- 公の施設の指定管理者の募集（農林政策課） ..... 7

## 規則

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成二十四年七月十七日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第三十三号

#### 秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和二十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十二項」に改める。

第二十七条の二第一項の表中「附則第十条第十四項」を「附則第十条第十七項」に改め、同条第一項第十一号中「附則第十条第十二項」を「附則第十条第十六項」に改める。

様式第八百八十一号中「附則第10条第14項」を「附則第10条第17項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成二十四年七月十七日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第三十四号

#### 秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営住宅条例施行規則（平成十四年秋田県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「公営住宅法施行令」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百一十四号）第一条の規定による改正前の公営住宅法施行令」に改め、「別表第一において「令」という。」を削る。

別表第一の備考（）中「令第一条第三号」を「公営住宅法施行令第一条第三号」に改め、同表の備考（）中「令」を「公営住宅法施行令」に、「補てんされる」を「補填される」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 目次

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則（昭和39年秋田県規則第15号）第44条の3第4項の規定に基づき、告示する。

平成24年7月17日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 氏名又は名称 新陽光オイル株式会社 代表取締役 知野 均
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 北秋田市綴子字大堤81番地
- 3 指定取消年月日 平成24年6月30日

#### 秋田県告示第391号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成24年秋田県告示第184号）の一部を次のように改正し、市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（平成24年秋田県条例第40号）の施行の日（平成24年7月17日）から施行する。

平成24年7月17日

秋田県知事 佐竹敬久

第1第74号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	三種町	平成19年4月1日
2	羽後町	平成20年4月1日
3	美郷町	平成21年4月1日
4	小坂町、八峰町、東成瀬村	平成23年4月1日

第1第76号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
1	三種町	平成19年4月1日
2	羽後町	平成20年4月1日
3	美郷町	平成21年4月1日
4	小坂町、八峰町、東成瀬村	平成23年4月1日

#### 秋田県告示第392号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年7月17日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
介護老人保健施設なごみのさと	医療法人あけぼの会	大仙市大曲船場町一丁目1番4号	介護老人保健施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護	平成24年5月31日
なごみ訪問リハビリテーション	医療法人あけぼの会	大仙市大曲船場町一丁目1番4号	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	平成24年5月31日

なごみ居宅介護支援センター	医療法人あけぼの会	大仙市大曲船場町一丁目1番4号	居宅介護支援事業	平成24年5月31日
---------------	-----------	-----------------	----------	------------

## 秋田県告示第393号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年7月17日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
潟上居宅介護支援事業所	社会福祉法人正和会	潟上市天王字棒沼台247-4	居宅介護支援事業	平成24年6月1日
介護老人保健施設なごみのさと	社会福祉法人あけぼの会	大仙市大曲船場町一丁目1番4号	通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護老人保健施設	平成24年6月1日
なごみ訪問リハビリテーション	社会福祉法人あけぼの会	大仙市大曲船場町一丁目1番4号	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	平成24年6月1日
なごみ居宅介護支援センター	社会福祉法人あけぼの会	大仙市大曲船場町一丁目1番4号	居宅介護支援事業	平成24年6月1日
平成園サテライト型特別養護老人ホーム ぬくもりの里たてやま	社会福祉法人雄勝福祉会	湯沢市上院内字小沢102-3	地域密着型介護老人福祉施設	平成24年6月1日
小規模多機能型居宅介護事業所 ぬくもりの里たてやま	社会福祉法人雄勝福祉会	湯沢市上院内字小沢102-3	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成24年6月1日
介護サービスセンター扇寿苑 訪問入浴	社会福祉法人比内ふくし会	大館市比内町扇田字中山川原56番地7	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	平成24年6月1日
デイサービス花千歳館	株式会社花	大館市十二所字町頭49番地	通所介護、介護予防通所介護	平成24年5月15日
ありすの街デイサービスセンター	社会福祉法人柏仁会	大仙市強首字上野台23番地18	介護予防通所介護	平成24年6月1日

## 秋田県告示第394号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年7月17日

秋田県知事 佐竹敬久

名称	開設者氏名 又は名称	所在地	変更事項		サービスの種類	変更年月日
			変更前	変更後		
元気でねット 指定居宅介護 支援事業所	元気でねット 株式会社	大仙市横堀字 杉下114-1	有限会社元気 でねット	元気でねット 株式会社	居宅介護支 援事業	平成24年3月7日
			大仙市清水字 南谷地71-2	大仙市横堀字 杉下114-1		平成24年4月1日
元気でねット 指定訪問介護 事業所	元気でねット 株式会社	大仙市横堀字 杉下114-1	有限会社元気 でねット	元気でねット 株式会社	訪問介護、 介護予防訪 問介護	平成24年3月7日
			大仙市清水字 南谷地71-2	大仙市横堀字 杉下114-1		平成24年4月1日
元気でねット デイサービス センター	元気でねット 株式会社	大仙市横堀字 杉下114-1	有限会社元気 でねット	元気でねット 株式会社	通所介護、 介護予防通 所介護	平成24年3月7日
株式会社虹の街 大曲営業所	株式会社虹の街	大仙市戸蒔字 谷地中14-1	大仙市戸蒔字 谷地添112-1	大仙市戸蒔字 谷地中14-1	訪問介護、 介護予防訪 問介護、訪 問入浴介護、 介護予防訪 問入浴介護、 福祉用具貸 与、介護予 防福祉用具 貸与、特定 福祉用具販 売、介護予 防特定福 祉用具販 売	平成24年6月1日

**秋田県告示第395号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月17日

秋田県知事 佐竹敬久

## 1 公聴会の日時

平成24年8月7日（火）午後2時30分

## 2 公聴会の場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎7階第73会議室

## 3 定めようとする都市計画の構想

鷹巣都市計画、森吉都市計画及び合川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設部都市計画課及び北秋田市建設部都市計画課に備え置いて、平成24年7月17日（火）から同年8月7日（火）までの間、縦覧に供する。

## 4 公述申出書の提出期限等

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成24年7月24日（火）から同月31日（火）までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
- (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の数を制限することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
- (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
- (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

## 5 問い合わせ先

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課 電話018(860)2442

### 秋田県告示第396号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月17日

秋田県知事 佐竹敬久

1 公聴会の日時

平成24年8月7日(火)午前11時

2 公聴会の場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎7階第73会議室

3 定めようとする都市計画の構想

本荘都市計画及び矢島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設部都市計画課及び由利本荘市建設部都市計画課に備え置いて、平成24年7月17日(火)から同年8月7日(火)までの間、縦覧に供する。

4 公述申出書の提出期限等

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成24年7月24日(火)から同月31日(火)までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
- (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の数を制限することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
- (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
- (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

5 問い合わせ先

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課 電話018(860)2442

### 秋田県告示第397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月17日

秋田県知事 佐竹敬久

1 公聴会の日時

平成24年8月7日(火)午後1時30分

2 公聴会の場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎7階第73会議室

3 定めようとする都市計画の構想

角館都市計画及び田沢湖都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設部都市計画課及び仙北市建設部都市整備課に備え置いて、平成24年7月17日(火)から同年8月7日(火)までの間、縦覧に供する。

4 公述申出書の提出期限等

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成24年7月24日(火)から同月31日(火)までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
- (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の数を制限することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
- (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
- (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

5 問い合わせ先

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課 電話018(860)2442

### 秋田県告示第398号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月17日

秋田県知事 佐竹敬久

1 公聴会の日時

平成24年8月7日（火）午前10時

2 公聴会の場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎7階第73会議室

3 定めようとする都市計画の構想

五城目都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設部都市計画課及び五城目町建設課に備え置いて、平成24年7月17日（火）から同年8月7日（火）までの間、縦覧に供する。

4 公述申出書の提出期限等

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成24年7月24日（火）から同月31日（火）までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。

(2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の数を制限することがある。

(3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。

(4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。

(5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

5 問い合わせ先

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課 電話018（860）2442

**秋田県告示第399号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成24年7月17日

秋田県知事 佐竹敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
鹿角市八幡平字小山175番地 畠山 直樹	鹿角市八幡平字小山252番3の内、257番の内、268番の内、269番の内、116番地先の内	35.00メートル	4.00メートル	平成24年7月9日

**秋田県告示第400号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年7月17日

秋田県知事 佐竹敬久

1 処分をした年月日

平成24年7月9日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

三浦住研工業株式会社

秋田市八橋本町四丁目1番16号

代表取締役 三浦洋行

秋田県知事許可（般-23）第9207号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年7月6日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年7月17日

秋田県知事 佐竹敬久

### 1 公の施設の概要

#### (1) 名称

秋田県農業研修センター生態系公園等

#### (2) 所在地

南秋田郡大潟村字東一丁目1番地

#### (3) 設置目的

本県農業の振興を図るために、農業に関する知識及び技術の普及指導、研修等を行うほか、農業者等の交流の機会を提供することを目的に設置する。

#### (4) 規模等

ア 生態系公園 86,000平方メートル

(ア) 生態系公園（観賞温室を除く。）68,000平方メートル

(イ) 観賞温室 1,106平方メートル

温室（第1、第2、第3）、管理室、休憩室、ボイラー室、準備室

(ウ) 育苗等施設 735平方メートル

育苗ハウス2棟、ラン養成ハウス1棟、収納ハウス2棟

#### イ 付帯施設

(ア) エントランス広場

(イ) 駐車場

(ウ) その他（公園周辺緑地、敷地内通路、導入路）

ウ 管理敷地面積の合計 141,366平方メートル

### 2 指定管理者に行わせる管理の業務

#### (1) 秋田県農業研修センター生態系公園等の施設及び設備の維持管理に関する業務

#### (2) 植物の栽培及び管理に関する業務

#### (3) (1)から(2)までに掲げるもののほか、秋田県農業研修センター生態系公園等の管理に関し知事が必要と認める業務

### 3 管理を行わせる期間（指定期間）

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（予定）

### 4 申請をする団体に必要な資格

#### (1) 申請をする団体に必要な資格

ア 県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。

イ 複数の団体が共同事業体を構成して申請する場合は次による。

(ア) 構成団体の全てが申請資格要件を満たす必要がある。

(イ) 共同事業体の構成団体が、単体又は他の共同事業体の構成団体となって同一の施設について重複して申請することはできない。

(ウ) 共同事業体として申請する場合は、必ず代表となる団体を決定するとともに、協定締結の際は、共同事業体の構成団体全てを一括して協定の相手方とする。

(エ) 指定管理者の候補者の選定後の協議は、代表団体を中心に行うことになるが、協定に関する責任は共同事業体の構成団体全てが負うことになる。

#### (2) 申請をすることのできない団体（代表者が次の事項のいずれかに該当する場合を含む）

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、県が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体でその事実があつた後2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があつた後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けているもの

エ 申請の日において、破産手続、再生手続又は更生手続が開始されているもの

- オ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの  
カ 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員を含むもの

## 5 申請の手続

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。  
ア 指定期間に係る年度ごとの当該施設の事業計画書及び委託料積算内訳書  
イ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類  
ウ 申請の日の属する事業年度の前2事業年度に係る事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録、損益計算書、利益処分計算書及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類  
エ 申請の日の属する事業年度の収支予算関係書類  
オ 組織及び運営に関する事項を記載した書類(団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)  
カ 役員名簿及び役員の履歴を記載した書類  
キ 指定の申請に関する意思の決定を証する書類  
ク 類似施設における業務実績を記載した書類  
ケ 秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書(申請書提出日前1月以内に交付されたもの)  
コ その他知事が必要と認める書類

### (2) 提出場所

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県農林水産部農林政策課扱い手支援班(電話番号018-860-1726)

### (3) 提出期限

平成24年9月5日(水)午後5時15分まで  
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

## 6 選定の方法、基準及び時期

- (1) 農林水産部指定管理者の候補者選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。  
ア 県民の平等な利用が確保されること。  
イ 秋田県農業研修センター生態系公園等の設置の目的が効果的に達成されること。  
ウ 効率的な管理が行われること。  
エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。  
オ アからエまで掲げるもののほか、秋田県農業研修センター生態系公園等の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成24年10月上旬(予定)を行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

## 7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する休日を除き、平成24年7月17日(火)から同年9月5日(水)までの午前8時30分から午後5時15分までの間交付する。  
なお、郵送で交付を求める場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

## 8 説明会

- (1) 日時  
平成24年8月1日(水)午後1時30分
- (2) 場所  
南秋田郡大潟村字東一丁目1番地  
秋田県農業研修センター
- (3) その他  
説明会への参加を希望する団体は、事前に9(6)に連絡すること。

## 9 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
- (3) 秋田県農業研修センター生態系公園等の管理の業務に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
- (4) 県は、指定管理者による業務実施状況について確認を行うものとし、その結果について公表するとともに、指定管理者に必要な指示をすることがある。

(5) 詳細は募集要項による。

(6) 問い合わせ先

秋田県農林水産部農林政策課扱い手支援班（電話番号018-860-1726）

正

誤

平成24年7月6日（第2400号）掲載の収用委員会告示第1号及び第2号（収用の裁決手続の開始の決定）

（原稿誤り）

秋田県収用委員会告示第1号は第9号、同第2号は第10号の誤り